



# 長野県報

12月11日(月)  
令和5年  
(2023年)  
第465号

## 目次

### 規則

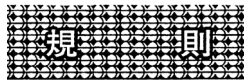
公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…………… 1

### 告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）…………… 19  
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 19

### 公告

開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課）…………… 20  
建築基準法に基づく道路の位置の指定（6件）（建築住宅課）…………… 22  
建築基準法に基づき指定した道路の変更（建築住宅課）…………… 24  
建築基準法に基づき指定した道路の廃止（建築住宅課）…………… 24  
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）…………… 25



公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年12月11日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第51号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和23年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を削り、同様式の別紙の添付書類中

「(7) 共同浴場にあつては、共有者の住所、氏名、出資方法及び歩合並びに共同規約の写し  
(8) 備考の規定により記載を省略する場合にあつては、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類」を

「(7) 共同浴場にあつては、共有者の住所、氏名、出資方法及び歩合並びに共同規約の写し」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第2条関係)

(譲渡の場合)

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

下記のとおり、公衆浴場の営業を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

公衆浴場営業承継届書

年 月 日

長野県知事 殿

住所（合併又は分割による場合にあつては、法人  
の主たる事務所の所在地）

電話（ ）

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人  
の名称及び代表者名）

年 月 日生 被相続人との続柄  
（合併又は分割による場合を除く。）

下記のとおり、公衆浴場の営業を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名（合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者名）
- 2 相続開始（合併、分割）の年月日
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号

(添付書類)

- 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第2条 クリーニング業法施行細則(昭和29年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第2条の4第1項」を「、第2条の4第1項又は第2条の5第1項」に改める。

様式第1号中 「※クリーニング師」を「クリーニング師」に「※従業者数」を「従業者数」に、「※省令」を「省令」に、「※使用水」を

「使用水」に、「※クリーニング所」を「クリーニング所」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の1を同備考とし、同様式

の添付書類中 「(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名  
5 備考の2の規定により記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を証する書類」

を「(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名」に改める。  
様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第2条関係)

(譲渡の場合)

クリーニング所承継届

年 月 日

長野県知事

殿

住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

下記のとおり、クリーニング所について営業者の地位を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 クリーニング所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

クリーニング所承継届

年 月 日

長野県知事 殿

住所(合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地)

電話( )

氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名)

年 月 日生 被相続人との続柄

(合併又は分割による場合を除く。)

下記のとおり、クリーニング所について営業者の地位を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名(合併又は分割による場合にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 相続開始の年月日(合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の年月日)
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 クリーニング所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類)

- 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

様式第1号の備考を削り、同様式の別紙の添付書類中

「(3) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)(法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合であつて、これらの図面の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)を  
(4) 備考の規定により記載を省略する場合にあつては、当該旅館業を譲り受けたことを証する書類」

「(3) 建物配置図及び各階平面図(縮尺100分の1以上のもの)」に  
改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第3条関係)

(譲渡の場合)

旅館業経営承継承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

譲受人 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

譲渡人 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

下記のとおり、旅館業を承継することを承認してください。

記

- 1 譲渡の予定年月日
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 営業施設の許可年月日及び番号
- 4 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容  
(添付書類)
  - 1 旅館業の譲渡を証する書類
  - 2 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書



(相続、合併又は分割の場合)

旅館業経営承継承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (合併又は分割による場合にあつては、法人  
の主たる事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (合併又は分割による場合にあつては、法人  
の名称及び代表者名)

年 月 日生 被相続人との続柄

(合併又は分割による場合を除く。)

下記のとおり、旅館業を承継することを承認してください。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名 (合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者名)
- 2 相続開始の年月日 (合併又は分割の予定年月日)
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号
- 5 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容  
(添付書類)
  - 1 合併又は分割による場合にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
  - 2 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
    - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
    - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

(美容師法施行細則の一部改正)

第4条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第6条中「省令」の次に「第20条の2第1項、」を加える。

様式第2号中

※管理美容師
※美容師

を

管理美容師
美容師

に、「※その他」を「その他」に、「※同一」を「同一」に、

※構造設備
-------

を

「構造設備」に改め、同様式の注の3を削り、同様式の添付書類の2中「(法第11条第1項の届出をした美容所の開設者から当該営業を

譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該診断書に記載された内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を削り、同添付書類の3中「(法第12条の3第1項に規定する美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該管理美容師の氏名及び住所に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を削り、同添付書類中

- 「 6 美容師免許証の写し
- 7 注の3の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 「 6 美容師免許証の写し

改める。

様式第3号を次のように改める。

(様式第3号) (第6条関係)  
(譲渡の場合)

美 容 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事

殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

電話番号

下記のとおり、美容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 美容所の名称及び所在地
- 4 美容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

- (添付書類)
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
  - 3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

美容所承継届

年 月 日

長野県知事

殿

住所 (合併又は分割による場合にあつては、法人  
の主たる事務所の所在地)

氏名 (合併又は分割による場合にあつては、法人  
の名称及び代表者名)

年 月 日生 被相続人との続柄  
(合併又は分割による場合を除く。)

電話番号

下記のとおり、美容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名 (合併又は分割による場合にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 相続開始の年月日 (合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の年月日)
- 3 美容所の名称及び所在地
- 4 美容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類)

- 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第6条中「省令」の次に「第20条の2第1項、」を加える。

様式第2号中

※管理理容師
※理容師

を

管理理容師
理容師

に、「※その他」を「その他」に、「※同一」を「同一」に、

※構造設備
-------

を

「構造設備」に改め、同様式の注の3を削り、同様式の添付書類の2中「(法第11条第1項の届出をした理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該診断書に記載された内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を削り、同添付書類の3中「(法第11条の4第1項に規定する理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が届出をする場合であつて、当該管理理容師の氏名及び住所に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を削り、同添付書類中

「6 理容師免許証の写し  
7 注の3の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類」

「6 理容師免許証の写し」に

改める。

様式第3号を次のように改める。

(様式第3号) (第6条関係)

(譲渡の場合)

理 容 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事

殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

電話番号

下記のとおり、理容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名)
- 2 譲渡の年月日
- 3 理容所の名称及び所在地
- 4 理容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類)

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 3 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

理 容 所 承 継 届

年 月 日

長野県知事

殿

住所（合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地）

氏名（合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者名）

年 月 日生 被相続人との続柄

（合併又は分割による場合を除く。）

電話番号

下記のとおり、理容所について開設者の地位を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名（合併又は分割による場合にあつては、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）
- 2 相続開始の年月日（合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の年月日）
- 3 理容所の名称及び所在地
- 4 理容所開設検査確認済証の交付年月日及び番号

(添付書類)

- 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則(昭和59年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考を削り、同様式の別紙の添付書類の(3)中「(興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が申請をする場合であつて、これらの図面の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。)」を削り、同添付書類中

「(4) 営業施設の周辺200メートル以内の主な地物を明示した見取図

(5) 備考の規定により記載を省略する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類」を

「(4) 営業施設の周辺200メートル以内の主な地物を明示した見取図」に改める。

様式第2号を次のように改める。



(様式第2号) (第3条関係)

(譲渡の場合)

興行場営業承継届

年 月 日

長野県知事

殿

住所 (法人にあつては、事務所の所在地)

電話 ( )

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

年 月 日生 (法人の場合を除く。)

下記のとおり、興行場の営業を承継しました。

記

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名)
  - 2 譲渡の年月日
  - 3 営業施設の名称及び所在地
  - 4 営業施設の許可年月日及び番号
- (添付書類)
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(相続、合併又は分割の場合)

興行場営業承継届

年 月 日

長野県知事

殿

住所(合併又は分割による場合にあつては、法人の主たる事務所の所在地)

電話( )

氏名(合併又は分割による場合にあつては、法人の名称及び代表者氏名)

年 月 日生 被相続人との続柄

(合併又は分割による場合を除く。)

下記のとおり、興行場の営業を承継しました。

記

- 1 被相続人の住所及び氏名(合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者氏名)
- 2 相続開始(合併、分割)の年月日
- 3 営業施設の名称及び所在地
- 4 営業施設の許可年月日及び番号

(添付書類)

- 1 相続による場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
  - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 合併による場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 分割による場合にあつては、分割により興行場営業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。